

3 「農地法関係事務処理要領」の制定について（抜すい）

（平成21年12月11日付け21経営第4608号、21農振第1599号
農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）
最終改正：令和8年3月31日付け7経営第3023号・7農振第3267号

別紙1

農地法に係る事務処理要領

第1 農地等の権利移動の関係

1 法第3条第1項の許可申請手続

(1) 許可申請書は、様式例第1号の1によるものとし、許可を受けようとする農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）の所在地を管轄する農業委員会へ提出する。

なお、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第43条第1項に規定する届出に係る同条第2項に規定する農作物栽培高度化施設（以下「農作物栽培高度化施設」という。）の用に供される土地（以下「高度化施設用地」という。）は、「農地」と同様に取り扱われることに留意すること。また、高度化施設用地への法の適用においては、「「農地法第43条及び第44条の運用について」の制定について」（平成30年11月20日付け30経営第1796号農林水産省経営局長通知）に留意すること。

(2) 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「則」という。）第10条第1項ただし書に該当して単独で許可申請できる場合の申請者は次のとおりである。

ア 強制競売、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。以下「競売」とい

う。）又は公売によって農地等の権利を取得しようとする場合には、その買受人

イ 遺贈その他の単独行為によって農地等の権利が設定され又は移転される場合には、その単独行為をする者（例えば、遺贈の場合には、遺言者又はその相続人若しくは遺言執行者）

ウ 則第10条第1項第2号に該当する場合には、権利を取得しようとする者

(3) 許可申請書の記載事項に疑義がある場合その他その具体的内容を明らかにするために必要がある場合には、則第10条第2項第11号の「その他参考となるべき書類」（住民票の写し、法人の登記事項証明書、営農計画書、資金計画書、損益計算書の写し、総会議事録の写し等）を添付させることができる。

なお、その場合には、申請負担軽減の観点から、特に次のことに留意する。

ア 許可申請書の記載事項の真実性を裏付けるために必要不可欠なものであるかどうか

イ 申請の却下又は許可若しくは不許可の判断に必要不可欠なものであるかどうか

ウ 既に保有している資料と同種のものでないかどうか

2 農業委員会の処理

農業委員会は、許可申請書の提出があった場合には、次により処理する必要がある。

(1) 農業委員会は、許可申請書の提出があったときは、その記載事項及び添付書類について審査するとともに、必要に応じて実情を調査し、その申請が適法なものであるかどうか、法第3条の規定に違反しないかどうか、及び「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知。以下「処理基準」という。）別紙1の第3に規定する許可基準に該当しないかどうかを判定する。この場合において、申請者又はその世帯員等が法第3条第1項本文に掲げる権利を有している農地等に他の農業委員会の区域内にある農地等が含まれているときは、当該区域を管轄する農業委員会と連携してその実情を確認するものとする。また、許可申請書に添付させた農業に関する法令の遵守の状況等の内容も踏まえ、必要に応じ、関係行政機関等にその実情を確認するものとする。また、農地所有適格法人以外の法人等（法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けようとする法人及び個人をいう。以下同じ。）にあっては、あらかじめ市町村長に農地所有適格法人以外の法人等に許可をしようとする旨を通知し、当該通知に対する市町村長の意見があった場合は当該意見も参考の上判定する。

なお、市町村長が意見を述べる事務が適正かつ迅速に処理されるよう、農業委員会は、農地所有適格法人以外の法人等から許可申請書の提出があった時点において、市町村の担当部局に連絡を行うことが望ましい。

また、この場合において、許可申請書の記載事項又は添付書類に不備があるときは、これの補正又は追完を求める必要がある。

- (2) 農業委員会は、(1)の判定によりその申請の却下又は許可若しくは不許可を決定し、指令書（様式例第1号の2）を申請者（当事者の連署による申請にあっては、その双方の申請者）に交付するとともに、その内容を、農地の譲受人がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の所在地を管轄する他の農業委員会にも通知することが望ましい。
- (3) 農業委員会は、(2)の処分をしたときは、当該処分について、その内容、その目的となった権利の設定又は移転の種類等に応じて必要な区分をし、その区分ごとに許可申請書を指令書の写しとともに整理して保管する。

また、農地所有適格法人に対して許可を行った場合には、その農地等の権利取得時における要件の適合状況を法第3条第1項の許可申請書等により、第5の2の農地所有適格法人要件確認書に取りまとめておく。

3 標準的な事務処理期間

法第3条第1項の許可事務に係る標準的な事務処理期間は、4週間とする。

4 法第3条第1項第13号又は第14号の2の届出関係

(1) 届出手続

ア 届出書は、様式例第1号の3又は第1号の4による。

イ 1の(2)の規定は、単独で届出ができる場合に準用する。

ウ 届出書に則第13条第2項第4号の「その他参考となるべき書類」を添付させる場合には、負担軽減の観点から、1の(3)のアからウまでに準ずる。

(2) 農業委員会の処理

ア 農業委員会は、届出書の提出があったときは、速やかに届出に係る農地等の権利移動が農地中間管理機構が農地売買等事業又は農地中間管理事業の実施により農地等の権利を取得するものであるかどうか、届出書の法定記載事項が記載されているかどうか及び添付書類が具備されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定する必要がある。

イ 農業委員会は、届出を受理したときは遅滞なく受理通知書（様式例第1号の5）をその届出者に交付し、届出を受理しないこととしたときは、遅滞なく理由を付けてその旨をその届出者に通知する必要がある。

ウ 農業委員会は、イの規定により受理通知書を交付し、又は受理しない旨の通知をしたときは、2の(3)と同様に関係書類を保管する。

(3) 事務処理上の留意事項

ア 農業委員会は、届出書の提出があったときは、直ちに、届出者に対し、法第3条第1項第13号又は第14号の2の届出は農業委員会において適法に受理されるまでは届出の効力が発生しないことを十分説明し、受理通知書の交付があるまでは事実上権利取得が行われたと等しい行為が行われることのないよう指導する必要がある。

イ 農業委員会は、(2)の規定による事務処理に当たっては、届出に係る農地等の利用関係について現に紛争が生じている場合を除き、農業委員会の事務局長に専決処理させること等により迅速な事務処理を行う体制を整備するものとする。

なお、専決処理する場合には、総会又は部会の議を経てあらかじめ事務処理規程を作成しておくものとするが、届出に係る事務を専決処理したときは、当該事案について直近の総会又は部会に報告する必要がある。

5 信託関係

(1) 農業委員会の処理

ア 農業委員会は農業協同組合又は農地中間管理機構における農地等の信託契約の締結、信託財産の貸付け又は売渡し、信託の終了等に伴う当該農業協同組合又は農地中間管理機構からの通知等を簿冊に整理するとともに信託に係る農地等の権利の設定、移転、解除、解約等信託財産についての権利の変動に関し、あらかじめ備えた信託関係整理簿（様式例第1号の6）に記入しておく。

イ 農業委員会は、信託財産の貸付け又は売渡しの適格者の選定につき農業協同組合又は農地中間管理機構から意見を求められたときは、当該信託財産の借受又は買受申入者の全てについて経営規模、経営の状況、経営能力等を審査し、必要に応じて実情調査を行い、法第3条第2項各号に該当しないかどうか、及び効率的かつ安定的な農業経営の育成、農業経営の協業化の促進、農地の集団化等の面からみて、その意見を通知する必要がある。

ウ 農業委員会は、必要があるときは、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。）第35条第1項の規定により農業協同組合又は農地中間管理機構につき信託財産の処理状況を調査する。

(2) 都道府県知事の処理

都道府県知事は、信託財産につき必要に応じ報告を求め又は実情を調査しその動向を把握しておく。

6 農業委員会による農地所有適格法人以外の法人等の農地等の利用状況の把握

(1) 法第6条の2第1項の規定による報告手続

ア 報告書は、様式例第1号の7による。

イ 報告書に則第60条の2第2項第2号の「その他参考となるべき書類」（農作業従事者の確保の状況が把握できる資料、農地等の利用状況が把握できる現況写真等）を添付させる場合には、負担軽減の観点から、1の(3)のアからウまでに準ずる。

(2) 農業委員会による報告書の徴収及び整理

ア 毎事業年度の終了後3か月以内に報告書の提出がなかった場合には、法第3条第3項の規定により同条第1項の許可をした農業委員会は、報告書を提出すべき農地所有適格法人以外の法人等に対して、書面により、速やかに報告するよう求める必要がある。

イ 農業委員会は、報告書の提出があったときは則第60条の2第1項に規定する記載事項が記載されているかどうか及び同条第2項に規定する添付書類が具備されているかどうかを検査し、報告書の記載事項又は添付書類に不備があり、農地等の利用状況の把握が困難と認められるときはこれの補正又は追完を求める必要がある。

(3) 農業委員会による通知

農業委員会は、則第60条の2第3項に規定する場合に該当するときは農地中間管理機構にその旨を通知する。

第2 農地等の権利移動の許可の取消し等の関係

1 農地所有適格法人以外の法人等への勧告

勧告書は、様式例第2号の1による。

2 許可の取消しの手続

(1) 農業委員会は、法第3条の2第2項各号のいずれかに該当すると判断する場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章の規定により聴聞等の手続を行う。

なお、取消しの手続等に疑義があれば、地方農政局（北海道にあっては経営局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）とも積極的に相談されたい。

(2) 農業委員会は、(1)の結果、法第3条の2第2項の規定により法第3条第3項の規定によりした同条第1項の許可を取り消す場合には、指令書（様式例第2号の2）を当該農地等の貸付者及び借受者の双方に交付する。

第3 農地等の権利取得の届出の関係

1 法第3条の3の届出関係

届出書は、様式例第3号の1による。

なお、本様式は、届出者の利便性を考え、農業委員会の窓口に加え、市町村の死亡届出書の受付窓口など権利取得が発生する要因を把握できる関係窓口に加えたい。

2 農業委員会の処理

- (1) 農業委員会は、届出書の提出があったときは、速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定する必要がある。
- (2) 農業委員会は、届出を受理したときは遅滞なく受理通知書（様式例第3号の2）をその届出者に交付し、届出を受理しないこととしたときは、遅滞なく理由を付けてその旨をその届出者に通知する必要がある。なお、届出を受理したときの受理通知書は、届出者が希望する場合にのみ交付することとする取扱いとしても差し支えない。

3 事務処理上の留意事項

第1の4の(3)のイの規定は、農業委員会が法第3条の3の届出に関する事務処理を行う場合に準用する。

複数の相続人が存在する場合は、相続が開始して共有物として農地等の権利を取得したとき及び遺産の分割により農地等の権利を取得したときが届出の対象となり、それぞれ権利を取得した後遅滞なく届出をしなければならないことに留意すること。

なお、相続が開始して共有物として権利を取得した旨の届出をする時点で遺産の分割により権利を取得している場合は、相続が開始して共有物として権利を取得した旨の届出は省略することができる。

また、届出は連名ですることにも可能であることに留意すること。

第4 農地等の転用の関係

1 農地転用許可手続

(1) 法第4条の許可申請手続

ア 農地を転用するため法第4条第1項の許可を受けようとする者には、様式例第4号の1による申請書を当該農地の所在する区域を管轄する農業委員会（以下「関係農業委員会」という。）を経由して都道府県知事（農地法第4条第1項に規定する農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあっては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）に提出させる。

イ 申請書には、次に掲げる書類を添付させる。

(ア) 法人にあっては、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書

(イ) 申請に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

(ウ) 申請に係る土地の地番を表示する図面

(エ) 転用候補地の位置及び附近の状況を表示する図面（縮尺は、10,000分の1ないし50,000分の1程度）

(オ) 転用候補地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面（縮尺は、500分の1ないし2,000分の1程度。当該事業に関連する設計書等の既存の書類の写しを活用させることも可能である。）

(カ) 当該事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面（例えば、次に掲げる書面又はその写しのように、資力及び信用があることを客観的に判断することができるものとするのが考えられる。）

a 金融機関等が発行した融資を行うことを証する書面その他の融資を受けられることが分かる書面

- b 預貯金通帳、金融機関等が発行した預貯金の残高証明書その他の預貯金の残高が分かる書面（許可を申請する者又はその者の住居若しくは生計を一にする親族のものに限る。）
- c 源泉徴収票その他の所得の金額が分かる書面
- d 青色申告書、財務諸表その他の財務の状況が分かる書面
- (キ) 所有権以外の権原に基づいて申請をする場合には、所有者の同意があったことを証する書面、申請に係る農地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権に基づく耕作者がいる場合には、その同意があったことを証する書面
- (ク) 当該事業に関連して法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合において、これを了しているときは、その旨を証する書面
- (ケ) 申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）
- (コ) 当該事業に関連する取水又は排水につき水利権者、漁業権者その他関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面
- (ク) その他参考となるべき書類（許可申請の審査をするに当たって、特に必要がある場合に限ることとし、印鑑証明等の添付を一律に求めることは適当でない。ただし、申請書の記載事項の内容を確認する目的で本人を確認できる書類（運転免許証、パスポート等）の写しを求めることは、これに該当しない。）

(2) 法第5条の許可申請手続

- ア 転用の目的で農地等について権利を設定し、又は移転するため法第5条第1項の許可を受けようとする者には、様式例第4号の2による申請書を関係農業委員会を經由して都道府県知事等に提出させる。その農地の権利を取得する者が同一の事業（同一の事業主体が一連の事業計画の下に転用しようとする事業をいう。以下同じ。）の目的に供するためその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合も、同様とする。
- イ 申請書には、(1)のイの(ア)から(イ)までに掲げる書類（同イの(ア)は農地等について権利を取得しようとする者に係るものに限るものとし、(キ)及び(ク)中「農地」とあるのは、「農地等」と読み替える。）を添付させる。

(3) 農地転用許可の申請者

法第4条第1項又は第5条第1項の許可（以下第4において「農地転用許可」という。）の申請をする者は、次に掲げるとおりである。

- ア 法第4条第1項の許可を申請する場合にあっては、農地を転用しようとする者
- イ 法第5条第1項の許可を申請する場合にあっては、農地等について権利を取得しようとする者及びその者のために権利を設定し、又は移転しようとする者の双方とする。ただし、その申請に係る権利の設定又は移転が競売若しくは公売又は遺贈その他の単独行為による場合及びその申請に係る権利の設定又は移転に関し、判決が確定し、裁判上の和解若しくは請求の認諾があり、民事調停法（昭和26年法律第222号）により調停が成立し、又は家事事件手続法（平成23年法律第52号）により審判が確定し若しくは調停が成立した場合には、この限りでない。

(4) 農業委員会の処理

ア 農業委員会は、申請書の提出があったときは、申請書の記載事項等につき検討して様式例第4号の3による意見書を作成し、これを申請書に添付して都道府県知事等に送付しなければならない。この場合、都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業委員会法第42条第1項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）に意見を聴いたときは、当該都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見も踏まえ意見書を作成する。また、農業委員会は、その意見書の写しを保管する。

なお、意見決定の際特に問題として討議又は質疑が行われた事項があった場合には、関係議事録の写しを意見書に添付する。

イ 農業委員会は、送付した申請書に対する指令書の写しの送付を都道府県知事等から受けたときは、意見書の写しに都道府県知事等の処理結果を記入する。

(5) 都道府県知事等の処理

ア 都道府県知事等は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要がある場合には人工衛星若しくは無人航空機の利用その他の手段により得られる動画若しくは画像を活用すること等による調査（以下「人工衛星等利用調査」という。）又は実地調査を行い、農地転用許可の可否を決定する。

イ 都道府県知事等は、農地転用許可の可否を決定したときは、指令書を申請者に交付するとともに、その写しを関係農業委員会に送付する。この場合、指令書には、当該許可又は不許可に係る権利の種類及び設定又は移転の別を明記する。

なお、指令書は、当事者の連署による申請に係るものにあつては、その双方に交付する。

ウ 都道府県知事等は、申請を却下し、申請の全部若しくは一部について不許可処分をし、又は附款を付して許可処分をする場合には、指令書の末尾に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める教示文を記載する。

(ア) 4ヘクタール以下の場合

「〔教示〕

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都道府県知事に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

（留意事項）

指定市町村にあつては、下線の部分は、「都道府県」は「市町村」、「都道府県知事」は「市町村長」と記載すること。

(イ) (ア)以外の場合

「〔教示〕

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選

した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。)を記載しなければなりません。)正副2通を提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。)を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

(留意事項)

北海道及び指定市町村にあつては、下線の部分は記載しないこと。

なお、指定市町村にあつては、二重下線の部分は「農林水産大臣」は「都道府県知事」、「都道府県」は「市町村」、「都道府県知事」は「市町村長」と記載すること。

(6) その他処理上の留意事項

ア 申請に係る農地等の全部又は一部が賃借権の設定された農地等である場合であつて、当該農地等について耕作又は養畜の事業を行っている者以外の者が転用するときは、その申請に係る農地転用許可は、当該農地等に係る法第18条第1項の許可と併せて処理することとし、特に、指定市町村の長が処理する事案にあつては、これら双方の許可に食い違いの生じないよう、許可権者間の連絡に留意する。

イ 法第4条第1項又は第5条第1項の許可権者(以下第4において「農地転用許可権者」という。)は、農地転用許可をしようとする場合において、当該事業が都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条又は第43条第1項の許可(以下「開発許可」という。)を要するものであるときは、開発許可の権限を有する者(以下「開発許可権者」という。)に可及的速やかに連絡し、調整を図ることが望ましい。また、農地転用許可及び開発許可は、この調整を了した後に同時にすることが望ましい。

なお、2の協議を行う場合も、同様とする。

ウ 農地転用許可をするに当たっては、法第4条第7項に規定する必要な条件として、「①申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること、②許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を、また、許可に係る工事が完了したときはその旨をそれぞれ農業委員会を経由して遅滞なく報告すること、③申請書に記載された工事の完了の日までに農地に復元することを付して行うものとする。

その他の条件を付するに当たっては、一定の期間内に一定の行為をしない場合には農地転用許可が失効するというような解除条件は避ける等、その条件は明確なものとし、その後の農地転用許可の効力等につき疑義を生ずることのないようにする。

(留意事項)

③については、農地の転用目的が一時的な利用の場合において記載すること。

エ 転用目的が資材置場のように建築物の建築等を伴わないもの（以下「資材置場等」という。）である場合には、当該転用目的どおり十分な利用がなされないまま他用途に転換されることがないように、農地転用許可権者及び農業委員会は、次により対応することが望ましい。

(ア) 恒久転用により資材置場等とする目的で農地転用許可申請の相談があった場合の対応

a 農業委員会は、相談者から提示された事業計画から、一時転用により目的が達成できる事案かどうかを検討し、関係書類とともにその結果を都道府県又は指定市町村の農地担当部局（以下「都道府県等」という。）に報告する。

b aの報告を受けた都道府県等は、農業委員会の検討結果を踏まえつつ、一時転用により目的が達成できる事案かどうかを検討し、その結果を農業委員会に通知する。

c 農業委員会は、bの通知において、当該事案が一時転用により目的を達成できるとされている場合は、相談者に対し、一時転用による許可申請を行うよう指導する。

なお、当該指導は、都道府県等が相談者に直接行うことも可能である。

(イ) 資材置場等とする目的で恒久転用の許可を行う場合の取扱いとその後の対応

a 都道府県等は、資材置場等とする目的の恒久転用の許可を行う場合は、ウのほか、「工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告すること」という条件を付けるものとする。

b 都道府県等は、aの報告を受けたときは、必要に応じて農業委員会の協力を得て現地確認を行うものとする。

なお、当該報告や現地確認において、許可に係る土地が事業計画とは異なる目的で使用されている場合は、許可を受けた者から事情を聴取等した上で、法第51条第1項第4号に該当するかどうかを確認し、該当する場合は同項の規定に基づく処分を検討するものとする。

オ 農地転用許可に関する指令書をその申請者に交付するときには、その指令書に必ず「注意事項」として「許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復の措置等を講ずべきことを命ずることがあります。」旨を記載する。

カ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第5条第1項に規定する実施計画に基づく施設用地の整備など地域の振興等の観点から地方公共団体等が定める公的な計画に従って農地を転用して行われる施設整備等については、農業上の土地利用との調和を図る観点から、当該実施計画の策定の段階で、転用を行う農地の位置等について当該実施計画の所管部局と十分な調整を行う。

キ 市町村（指定市町村を除く。）が、則第25条第1号から第3号までに掲げる施設又は市役所、特別区の区役所若しくは町村役場の用に供する庁舎を設置するための用地として農地を選定せざるを得ない場合には、農地転用許可を受けることのできる農地が選定されるよう、当該許可申請に先立って2の(4)の例に倣い都道府県知事と十分に調整を行うことが望ましい。

2 法第4条第8項及び第5条第4項の協議の手続

(1) 法第4条第8項の協議の手続

ア 法第4条第8項の協議をしようとする国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局（以下「4条協議者」という。）は、(4)の事前調整を行った上で様式例第4号の4による協議書を都道府県知事等に提出する。

イ 協議書には、1の(1)のイの(イ)から(サ)までに掲げる書類を添付する。

(2) 法第5条第4項の協議の手続

ア 法第5条第4項の協議をしようとする国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局（以下「5条協議者」という。）は、(4)の事前調整を行った上で様式例第4号の5による協議書を都道府県知事等に提出する。その農地の権利を取得する者が同一の事業の目的に供するためその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合も、同様とする。

イ 協議書には、1の(1)のイの(イ)から(サ)までに掲げる書類（同イの(キ)及び(ケ)中「農地」とあるのは、「農地等」と読み替える。）を添付する。

(3) 都道府県知事等の処理

ア 都道府県知事等は、協議書の提出があったときは、その内容を検討し、必要がある場合には人工衛星等利用調査又は実地調査を行った上で、協議の成立又は不成立を決定する。

イ 都道府県知事等は、協議の成立又は不成立を決定したときは、その旨を記載した通知書を4条協議者又は5条協議者に送付するとともに、その写しを関係農業委員会に送付する。この場合、通知書には、協議の成立又は不成立に係る権利の種類及び設定又は移転の別を明記する。

ウ 都道府県知事等は、法第4条第8項又は第5条第4項の規定により協議を成立させようとする事案については、あらかじめ関係農業委員会の意見を聴かなければならない。

(4) 法第4条第8項及び第5条第4項の協議に関する事前調整

ア 都道府県知事等は、農地転用許可の対象となる施設を設置しようとする国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局に対し、農地転用に当たり当該許可が必要であること及び当該許可に代えて協議を行うことができることを周知するとともに、協議の適正かつ円滑な実施を図るためには、転用候補地の選定前に農地転用許可権者との間で事前調整を行うことが重要であることを常に周知徹底する。

イ 都道府県知事等は、転用候補地の選定前の段階で国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局から速やかに事業計画を入手するよう努めるとともに、必要に応じ、転用事業担当部局から農地担当部局に対し、転用候補地の選定前に事業計画に係る情報の提供を行うようルール化しておくことが望ましい。この場合、事業計画の内容によっては、同一都道府県又は指定市町村の土地利用担当部局、環境担当部局等の間で連絡調整を図ることも検討することが望ましい。

ウ 国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局は、都道府県知事等に対し、様式例第4号の6による事前調整申出書を提出する。この場合、当該転用事業担当部局は、一の事業計画につき二以上の転用候補地があるときは、それぞれについて申出書を提出する。

なお、必要に応じ、関係農業委員会の意見を聴くことが望ましい。

エ 事前調整に当たっての留意事項

(ア) 都道府県知事等は、法第4条第6項又は第5条第2項に規定する許可基準（以下「農地転用許可基準」という。）に照らし、事業計画の適否について判断することとし、特に、次に掲げる事項について検討するよう留意する。

a 農地の集団性・連たん性への影響

地域において公共転用によって損なわれるおそれのある農地の集団性・連たん性に関する評価を行うこと。

b 周辺の農地の確保への影響

公共転用が周辺の農地における農地転用を誘発する懸念に関する評価を行うこと。この場合、周辺にある既存の公共施設又は公益的施設の種類・立地状況、宅地化の状況等から、農地転用の拡大可能性を予測することが必要である。

c 周辺の農地に係る営農条件への影響

公共転用が周辺の農地に係る営農条件に及ぼす支障に関する評価を行うこと。

d 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営への影響

公共転用が地域の効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営の維持・発展に及ぼす悪影響に関する評価を行うこと。

e 地域の環境への影響

公共転用が現在又は将来における地域の街づくり、環境等に及ぼす悪影響に関する評

働を行うこと。

(イ) 都道府県知事等は、事業計画の適否について検討した結果、転用候補地の立地等が不相当と判断した場合には、国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局に対し、速やかに事業計画を中止するよう勧告する。

オ 都道府県知事等の処理

(ア) 都道府県知事等は、事前調整申出書の提出があったときは、農地転用許可基準に基づき事業計画の適否について判断し、その結果を書面により回答するとともに、関係農業委員会にその旨を連絡する。

(イ) 都道府県知事等は、転用候補地の選定が適当である旨回答しようとする場合には、当該回答に、協議の際に留意すべき事項及び当該事項が充足されないとき協議が不成立になる可能性がある旨を併せて記載する。

なお、留意すべき事項は、法第4条第6項第3号から第6号まで又は法第5条第2項第3号から第7号までの該当項目の各事項について記載する。

(ウ) 都道府県知事等は、法第4条第8項及び第5条第4項の協議に関する事前調整が、優良農地の確保等の観点を踏まえ、転用候補地の選定が適正に行われたことの確認を目的とするものであることに鑑み、当該事前調整においては、転用候補地の選定の適否の検討にとどめつつ、事務を迅速に処理するよう努める。

3 法附則第2項の規定による協議の手続

(1) 都道府県知事等の処理

ア 都道府県知事等は、法附則第2項の規定により地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に協議しようとするときは、法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可申請又は法第4条第8項若しくは第5条第4項の協議に係る事業の概要、許可申請書又は協議書の記載事項等につき検討した上で様式例第4号の7による概要書を作成し、これに必要な資料等を添付し、速やかに地方農政局長等に提出する。

ただし、都道府県知事等が法附則第2項第1号又は第3号の規定による協議を複数回に分けて行う場合は、既に行われた協議において提出した資料の提出は省略できるものとする。

イ 都道府県知事等は、地方農政局長等から協議の回答を受けた後に、速やかに農地転用についての許可若しくは不許可の処分又は協議の成立若しくは不成立の決定を行う。

(2) 地方農政局長等の処理

地方農政局長等は、都道府県知事等から協議を受けたときは、その内容を検討し、必要があると認めるときは、都道府県知事等に協議に係る内容等について確認を行い、速やかに検討結果を都道府県知事等に通知する。

4 標準的な事務処理期間

農地転用関係の事務に係る標準的な事務処理期間は、別表1のとおりとする。

5 届出関係

(1) 法第4条第1項第7号の規定による届出の手続

ア 法第4条第1項第7号に規定する市街化区域（以下「市街化区域」という。）内の農地を転用するため同号の規定による届出をしようとする者には、様式例第4号の8による届出書に関係農業委員会に提出させる。

イ 届出書には、次に掲げる書類を添付させる。

(ア) 土地の位置を示す地図（縮尺は、10,000分の1ないし50,000分の1程度）

(イ) 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

(ウ) 届出に係る農地が賃貸借の目的となっている場合には、その賃貸借につき法第18条第1項の許可があったことを証する書面

(2) 法第5条第1項第6号の規定による届出の手続

ア 市街化区域内の農地等について転用の目的で権利を設定し、又は移転するため法第5条第

1 項第 6 号の規定による届出をしようとする者には、様式例第 4 号の 9 による届出書を関係農業委員会に提出させる。

イ 届出書には、(1)のイの(ア)から(ウ)までに掲げる書類（同イの(ウ)中「農地」とあるのは、「農地等」と読み替える。）を添付させる。

(3) 添付書類その他についての留意事項

ア 届出者が相続後まだ相続による権利移転の登記を了していない場合のように、届出者がその届出に係る農地等についての真正な権利者であるかどうかは土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）によっては確認することができない場合には、戸籍謄本（除籍の謄本を含む。）その他の書類の提出を求めて届出者がその届出に係る農地等の真正な権利者であることの確認を行うことが適当と考えられる。

イ (ア)届出に係る農地等の賃貸借が農事調停等により成立した合意によって解約されることとなっている場合その他その賃貸借契約が終了することとなっている場合又は(イ)届出に係る農地等が賃貸借の目的となっている場合であって賃借人がその農地等を転用し、若しくは転用のためその農地等を取得しようとする場合等においては、その賃貸借につき法第18条第1項の許可があったことを証する書面を添付する必要はないが、(ア)の場合には、これに代えて、解約につき合意の成立したことを証する書面その他この賃貸借契約が終了することが確実であると認めることができる書面を添付させることが適当と考えられる。

ウ 届出に係る農地等の賃貸借の解約等が法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われている場合であって、その旨が同条第6項の規定に基づいて関係農業委員会に通知されていないときは、その通知を届出と同様に行わせることが適当と考えられる。

(4) 届出者

届出をする者は、次に掲げるとおりである。

ア 法第4条第1項第7号の規定による届出にあつては、1の(3)のイに掲げる者

イ 法第5条第1項第6号の規定による届出にあつては、1の(3)のイに掲げる者

(5) 農業委員会の処理

ア 農業委員会は、届出書の提出があつたときは、速やかに届出に係る土地が市街化区域内にあるかどうか、届出書の法定記載事項が記載されているかどうか及び添付書類が具備されているかどうかを検討するほか、当該届出に係る農地等が賃貸借の目的となっているかどうかを調査の上、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定する。

イ 農業委員会は、届出を受理したときは、遅滞なく様式例第4号の10による受理通知書をその届出者に交付し、届出を受理しないこととしたときは、遅滞なく理由を付してその旨をその届出者に通知する。

ウ 1の(5)のウの規定は、農業委員会が届出者に対し受理しない旨の通知をする場合に準用する。

(6) 事務処理上の留意事項

ア 農業委員会は、届出書の提出があつたときは、直ちに、届出者に対し、法第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号の規定による届出は農業委員会において適法に受理されるまでは届出の効力が発生しないことを十分に説明し、受理通知書の交付があるまでは転用行為に着手しないよう指導する。

イ 農業委員会は、届出書の提出があつた場合には、直ちに、受理又は不受理の決定に係る専決処理手続を進めるものとする。また、受理又は不受理の通知書が遅くとも届出書の到達があつた日から2週間以内に届出者に到達するように事務処理を行う。

なお、届出に係る事務を専決処理したときは、当該事案について直近の総会又は部会に報告することが適当と考えられる。

ウ 農業委員会は、届出に係る農地等が土地改良区の地区内にあるときは、農地転用を行う旨の届出がなされたことを当該土地改良区に通知する。

6 則第29条第4号及び第53条第4号の規定に係る処理の手続

(1) 申出の手続

ア 則第29条第4号及び第53条第4号の規定による農地転用許可を不要とする特例（以下6に

において「本特例」という。)の適用を受けようとする者(以下6において「申出者」という。)には、(2)のイ又はエの区分に応じて、様式例第4号の11による申出書を市町村又は農業委員会に提出させる。

イ 申出書には、次の書類を添付させる。

(ア) 農業経営改善計画認定書の写し

(イ) 転用候補地の位置及び付近の状況を表示する図面(縮尺は、10,000分の1ないし50,000分の1程度)

(ロ) 転用候補地に建設しようとする農業用施設の規模及び構造を明らかにした図面(縮尺は、500分の1ないし2,000分の1程度。当該事業に関連する設計書等の既存の書類の写しを活用させることも可能である。)

(ハ) その他参考となるべき書類

(2) 市町村又は農業委員会の処理

ア 法第4条第1項に規定する指定市町村又は地方自治法第252条の17の2第1項の条例の定めるところにより法第4条第1項及び第5条第1項の許可に係る事務を処理することとされている市町村の場合(地方自治法第180条の2第1項の規定により農業委員会に事務委任されている場合は農業委員会)

(ア) 申出者から申出書の提出があったときは、地域計画担当部局にその旨を連絡するとともに、申出書の記載事項等の確認、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないかの検討を行う。

なお、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないかの検討については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。)第2の1の(2)のイに準じて行うものとする。

また、確認及び検討に当たっては、必要に応じて土地改良区その他の関係者に意見を聴くものとする。

(イ) (ア)の確認及び検討の結果、本特例が適用されると判断した場合は、その旨を様式例第4号の12により申出者に通知するとともに、地域計画担当部局に対し、当該農業用施設を地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第1項による地域計画をいう。以下同じ。)に記載するために必要な手続を行うよう連絡する。

また、本特例が適用されないと判断した場合は、理由を付してその旨を申出者に通知する。この場合、1の(5)のウの規定を準用する(イの(エ)の場合において同じ。)

イ ア以外の市町村における農業委員会の場合

(ア) 申出者から申出書の提出があったときは、地域計画担当部局にその旨を連絡するとともに、アの(ア)により確認及び検討を行う。

(イ) (ア)の確認及び検討の結果、本特例が適用されると判断した場合は、都道府県の農地担当部局に、様式例第4号の13の意見聴取に申出書の写しを添付して送付し、その判断の適否について意見を聴くものとする。

(ロ) (3)により都道府県の農地担当部局から、農業委員会の判断が適当である旨の回答があったときは、本特例が適用される旨を様式例第4号の12により申出者に通知するとともに、地域計画担当部局に対し、当該農業用施設を地域計画に記載するために必要な手続を行うよう連絡する。

(ハ) (ア)の確認及び検討の結果、本特例が適用されないと判断した場合及び(3)により都道府県の農地担当部局から農業委員会の判断が不適当である旨の回答があったときは、本特例が適用されない旨について理由を付して申出者に通知する。

(3) 都道府県の処理

(2)のイの(イ)により意見を聴かれたときは、申出書の写し等により農業委員会の判断の適否について検討し、その結果を当該農業委員会に回答する。

その際、農業委員会の判断が不適当である旨の回答を行う場合は、理由を付して行うものとする。

(4) 農業振興地域制度担当部局との一体的な処理

本特例のほか、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第37条第2号の規定による開発行為の許可を不要とする特例も措置されていることから、申出に係る農地が農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内である場合は、(2)の市町村又は農業委員会（以下(4)において「農地転用担当部局」という。）は、農業振興地域制度担当部局と一体的に処理を行うものとする。

この場合、農地転用担当部局が(2)のアの市町村又は農業委員会であり、かつ農業振興地域制度担当部局が農振法第15条の2第1項に規定する指定市町村又は地方自治法第252条の17の2第1項の条例の定めるところにより同条同項の許可に係る事務を処理することとされている市町村である場合に限り、都道府県への意見聴取を要さないこととなることについて留意すること。

7 違反転用等への対応

(1) 違反転用に対する処分等

ア 農業委員会の処理

(ア) 農業委員会は、法第51条第1項各号のいずれかに該当する者（以下「違反転用者等」という。）に係る違反転用等の事案（以下「違反転用事案」という。）を知ったときは、速やかに、その事情を調査し、遅滞なく様式例第4号の14による報告書（(3)のイの(ア)による勧告をした事案又は農作物栽培高度化施設において農作物の栽培が行われないことが確実となった場合において農業委員会から高度化施設用地が違反転用に該当する旨の報告があった事案を除く。）を都道府県知事等に提出する。また、農業委員会は、その報告書の写しを保管する。

(イ) 農業委員会は、法第52条の4の規定による都道府県知事等に対する要請を行う場合には、都道府県知事等が講ずべき法第51条第1項の規定による命令その他必要な措置の内容を示して行うものとする。

なお、法第52条の4の規定は、農業委員会が農地パトロール等を通じて農地転用許可事案の進捗状況や無断転用事案を詳細に把握していることを前提に、違反転用の早期是正に資するものとして措置されているところであり、違反転用の状況からみて早急に処分又は命令を行う必要があると認められる場合は、(ア)の報告と併せて当該規定による要請を行うことが適当と考えられる。

(ウ) 農業委員会は、イの(ア)又は(イ)による都道府県知事等の通知があったときは、その処分又は命令が遵守履行されるよう違反転用者等を指導する。この場合、農業委員会の主たる業務が農地等の利用の最適化の推進であることに鑑み、集団的な農地等の優良農地の確保の観点から、都道府県等と連携して当該指導に当たることが適当と考えられる。

(エ) 農業委員会は、違反転用者等に対してイの(ウ)による都道府県知事等の通知に係る処分又は命令の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により届け出るよう指導する。この場合の届出書の部数については、2部とする。

(オ) 農業委員会は、(エ)による処分又は命令の履行を完了した旨の届出があったときは、その旨を都道府県知事等に報告する。

なお、再び農作物栽培高度化施設と認められる事案については、当該施設が則第88条の3各号の要件を満たしているかを農業委員会が確認した上で、都道府県知事等に報告する。

(カ) 農業委員会は、違反転用者等がイの(ウ)による都道府県知事等の通知に係る処分又は命令の履行を遅滞していると認められる場合（違反転用者等が原状回復等の措置を講ずべき旨の命令を受けているときには、履行期限までに措置を完了することができなかった場合）には、直ちに、その理由及び処分又は命令の履行状況を報告すべきことを文書により督促し、漫然と日時を経過させないよう留意することとし、その処理経過を都道府県知事等に報告する。また、農業委員会は、その報告書の写しを保管する。

(キ) 農業委員会は、違反転用事案の処理経過を明確にし、事後の指導の便に資するため違反転用事案処理簿を作成し、これを保管する。この処理簿は、事案ごとに、(ア)、(エ)及び(カ)、イの(ア)並びにイの(ウ)に関する書類を合綴し、整理番号を付したものとする。

イ 都道府県知事等の処理

(7) 都道府県知事等は、アの(7)による農業委員会からの報告書の提出等により違反転用事案を把握した場合には、次のように対応すべきものとする。

なお、高度化施設用地が違反転用に該当することについては、農業委員会からの報告により確知するものとする。

a 必要に応じて人工衛星等利用調査又は実地調査を行い、違反転用者等に対し、期限を定めて是正するよう指導を行う。

b aの指導に応じない場合には、違反転用者等に工事その他の行為の停止等を書面(様式例第4号の15)により勧告するとともに、農業委員会にその旨を通知する。また、都道府県知事等は、その勧告書の写しを保管する。

c bの勧告に従わない場合には、法第51条第1項の規定による処分又は命令を行うことを検討するものとする。また、当該処分又は命令を行おうとする場合には、行政手続法に基づき聴聞又は弁明の手続をとることが適当と考えられる。

(i) 違反転用者等が(7)の指導に従わない場合には、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条第2項の規定により検察官又は司法警察員に対して告発をするかどうかを検討する。

なお、この場合、書類の作成など告発のための手続等について、あらかじめ検察官又は司法警察員と十分に調整を行うことが適当と考えられる。

(ii) 都道府県知事等は、違反転用事案の内容及び聴聞又は弁明の内容を検討するとともに、当該違反転用事案に係る土地の周辺における土地の利用の状況、その土地の現況、違反転用により農地等以外のものになった後においてその土地に関し形成された法律関係、農地等以外のものになった後の転得者が偽りその他不正の手段により農地転用許可を受けた者からその情を知ってその土地を取得したかどうか、過去に違反転用を行ったことがあるかどうか、是正勧告を受けてもこれに従わないと思われるかどうか等の事情を総合的に考慮して、処分又は命すべき措置の内容を決定する。この場合、当該違反転用事案に係る土地が農振法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の土地であるときは、特段の事情がない限りこれらの処分又は命令を行うことが適当と考えられる。

当該処分の内容を決定した場合にはこれを様式例第4号の16により、命すべき措置の内容を決定した場合にはこれを様式例第4号の17により、それぞれ違反転用者等に通知するとともに、その写しを関係農業委員会に送付する。また、都道府県知事等は、その命令書の写しを保管する。

なお、処分書又は命令書は、配達証明郵便により送付することが適当と考えられる。

(iii) 都道府県知事等が必要な処分をし、又は措置を命ずる場合について、法第63条第1項第19号に該当する場合は1の(5)のウの(7)の教示文を記載し、それ以外に該当する場合は1の(5)のウの(4)の教示文を記載する。

(iv) 都道府県知事等は、原状回復等の措置を講ずべき旨の命令を受けている違反転用者等が、命令書に記載された履行期限までに正当な理由がなくて当該命令に従わなかったときは、アの(ii)による農業委員会からの報告の内容も勘案し、法第51条第3項の規定により、当該違反転用事案に関する情報の公表について検討するものとする。

この場合の正当な理由としては、原状回復等の措置を講ずるため、その工事等に係る契約を事業者との間で行っているものの、事業者の都合(資材不足、人員不足等)で期限までに工事が間に合わなかった場合などが考えられる。

なお、公表については様式例第4号の18により、命令に従わなかった旨、命令に係る違反転用に関係する土地の所在等、命令に係る違反転用の内容、命令の内容等、命令を受けた者の氏名(法人の場合はその名称及び代表者の氏名)をホームページや公報等により行うことが考えられる。

また、公表を行った場合は、その旨を当該違反転用者等及び農業委員会に連絡するほか、開発許可がなされた土地の場合にあっては、公表した旨を開発許可権者に連絡することが適当と考えられる。

(v) 都道府県知事等は、違反転用事案処理簿を作成し、これを保管する。この処理簿は、事

案ごとに、アの(ア)及び(イ)並びにイの(ア)及び(イ)に関する書類を合綴し、整理番号を付したものとす。

ウ その他

- (ア) 都道府県知事等は、違反転用者等に対してイの(イ)による処分又は命令をしようとする場合であって、農地転用許可と開発許可との調整の内容を変更することとなるものときは、あらかじめ当該処分又は命令の内容並びに当該処分又は命令をする理由及び時期を開発許可権者に連絡することが適当と考えられる。
- (イ) 都道府県知事等は、違反転用者等に対してイの(イ)による処分又は命令の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により関係農業委員会を経由して届け出るよう指導することが適当と考えられる。
- (ウ) 都道府県知事等は、違反転用者等がイの(イ)による処分又は命令の履行を遅滞していると認められるとき（原状回復等の措置を講ずべき旨の命令を受けている違反転用事案にあつては、履行期限までに措置を完了することができなかつたとき）は、当該違反転用者等に対してその理由及び処分又は命令の履行状況の報告を関係農業委員会を経由して提出させることが適当と考えられる。

(2) 違反転用に対する行政代執行

ア 法第51条第4項の規定による公告

都道府県知事等は、法第51条第4項第2号に該当するときに同項の規定により行政代執行を行う場合には、同項の規定による公告を行う。

なお、都道府県知事等は、同号の政令で定める方法により、違反転用者等であつて確知することができないもの（以下「不確知違反転用者等」という。）に関する情報の探索を行つてもなお違反転用者等を特定できない場合には、当該公告を行う。具体的には、当該違反転用者等の氏名又は名称及び住所又は居所その他の不確知違反転用者等を確知するために必要な情報（以下「不確知違反転用者等関連情報」という。）を取得するため、次の措置をとる必要がある。

- (ア) 農地法施行令（昭和27年政令第445号。以下「令」という。）第20条において準用する令第18条第1号により登記所の登記官に対し、違反転用に該当する農地等の登記事項証明書の交付を請求し、所有権の登記名義人又は表題部所有者の氏名及び住所を確認する。
- (イ) 令第20条において準用する令第18条第2号により当該農地等を現に占有する者又は農地台帳に記録された事項に基づき不確知違反転用者等関連情報を保有すると思料される者に対し、不確知違反転用者等関連情報の提供を求める。
- (ウ) 令第20条において準用する令第18条第3号により(ア)で確認した所有権の登記名義人又は表題部所有者その他(ア)又は(イ)により判明した当該農地等の違反転用者等と思料される者（以下「登記名義人等」という。）が記録されている住民基本台帳を備えると思料される市町村の長に対し、不確知違反転用者等関連情報の提供を求める。
- (エ) 登記名義人等の死亡が判明した場合には、令第20条において準用する令第18条第4号により、当該登記名義人等が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該登記名義人等が記載されている戸籍謄本又は除籍謄本の交付を請求し、当該登記名義人等の相続人を確認する。

次に、確認した相続人が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しの交付を請求する。

- (オ) 登記名義人等が法人である場合には、当該法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書の交付を請求することにより、法人の名称及び住所を確認する。また、法人が合併により解散した場合にあつては、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書を請求することにより、合併後の法人の住所を確認する。合併以外の理由により解散した場合にあつては、当該法人の登記事項証明書に記載されている清算人を確認し、書面の送付などの措置によって、不確知違反転用者等関連情報の提供を求める。

(カ) 令第20条において準用する令第18条第5号により(ア)から(オ)までの措置により判明した違反転用者等と思料される者（(オ)の場合にあつては、法人又は法人の役員）に対して、書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法による書面の送付を行い、違反転用者等を特定する。

なお、送付する住所が当該農地等の所在する市町村内の場合には、訪問により代えることができる。

イ 事前準備

都道府県知事等は、法第51条第4項の規定により行政代執行を行う場合には、あらかじめ次に掲げる準備をすることが適当と考えられる。

- (ア) 行政代執行に際し、違反転用者等による妨害等が予想される場合等には、必要に応じ、警察の協力を得るための手続を執ること。
- (イ) 行政代執行の内容、方法、工程、要する経費等を記載した代執行計画を作成すること。
- (ロ) 行政代執行に係る工事を業者に発注する場合には、時間的に余裕を持って会計担当部局と調整すること。
- (エ) 開発許可がなされた土地において行政代執行を行う場合には、その内容及び実施時期等を開発許可権者に連絡すること。

ウ 行政代執行の実施

都道府県知事等は、行政代執行の実施に当たっては、後日違反転用者等から説明を求められる場合等に備えて、代執行前、代執行作業中、代執行後の写真を撮影するなど、代執行の実施状況、経過等が分かる記録を必ず残すことが適当と考えられる。また、都道府県知事等は、行政代執行の実施に当たっては、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第4条の規定の例により、当該処分のために現場に派遣される執行責任者に対し、本人であることを示す証明書を携帯させ、要求があるときは、いつでもこれを提示させることが適当と考えられる。

エ 行政代執行に要する費用の徴収

都道府県知事等が行政代執行を行ったことにより違反転用者等に負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用することとされていることから、実際に要した費用の額及びこれを納付すべき期日を定め、違反転用者等に対し、文書をもってその納付を命ずることが適当と考えられる。

なお、当該文書には、1の(5)のウの教示文を記載することが適当と考えられる。

(3) 農地転用許可後の転用事業の促進措置

ア 農地転用許可後の転用事業の進捗状況の把握

(ア) 農地転用許可権者は、農地転用許可を受けた転用事業者がその許可に付された条件に基づく転用事業の進捗状況の報告を遅滞したときはその進捗状況の報告を、事業計画どおり転用事業に着手していないと認められるときはその理由の報告を、それぞれ文書により督促する。

なお、督促後も転用事業の進捗状況を記載した書面等を提出しない転用事業者については、その者から事情を聴取し、必要に応じて現地調査を行うこと等により、転用事業の進捗状況の把握に努めることが適当と考えられる。

(イ) 農地転用許可権者は、許可処分を行った事案について、その概要を整理し、当該転用事業が完了するまでの間保存し、当該転用事業の進捗状況、事業進捗状況報告書の提出状況等の把握及び提出の督促、事業計画に従った事業実施の指導・勧告等を行うに際してこれを活用する。

なお、これらについては、様式例第4号の19の進捗状況管理表により、当該転用事業の進捗状況等について管理することが望ましい。

イ 事業実施の指導・勧告

(ア) 農地転用許可権者は、次に掲げる場合には、速やかに事業計画どおり事業を行うべき旨を文書により指導し、その指導に従わない場合には、事業計画どおり事業を行うべき旨及び行わない場合には許可処分を取り消すことがある旨を勧告する。

- a 事業計画に定められた転用事業の着手時期（期別の事業計画によるものにあつては、期別の転用事業の着手時期）から3か月以上経過してもなお転用事業に着手していない

場合

- b 事業計画に定められた事業期間の中間時点（期別の事業計画によるものにあつては、期別の事業期間の中間時点）において、転用事業に着手されているものの、その進捗度が事業計画に定める中間時点における達成度合に比べておおむね3割以上遅れていると認められる場合
 - c 事業計画に定められた完了時期（期別の事業計画によるものにあつては、期別の転用事業の完了時期）から3か月以上経過してもなお転用事業が完了していない場合
- (イ) なお、農地転用許可権者は、許可申請書に記載された事業計画の変更を行えば、当初の転用目的を実現する見込みがあると認められるものについては、転用事業者に対し、(ア)による勧告に代えてオによる事業計画の変更の手續を執らせるよう指導することが適当と考えられる。

ウ 事業実施の勧告後の措置

- (ア) イの(ア)による勧告を受けた者が、当該勧告の内容に従って事業計画の過半について工事を完了しない限り、新たに別の農地転用の許可申請があつても、当該許可申請に係る事業実施の確実性は極めて乏しいと認められることから、農地転用許可は行わないことが望ましい。ただし、農地転用許可後において他法令による許可、認可等を要することとなった場合、埋蔵文化財が発見されその発掘を要することとなった場合、非常災害による場合等勧告を受けた者の責に帰することができないやむを得ない事情により事業計画に従った工事が遅延していると認められる場合には、この限りでない。
- また、イの(ア)による勧告を受けた者から新たに農地転用の許可申請があつた場合には、当該許可申請を受けた農地転用許可権者は、当該勧告を行った農地転用許可権者に対し、勧告後の転用事業の進捗状況等を確認した上で、当該許可の可否を判断することが適当と考えられる。

- (イ) イの(ア)による勧告を行った後も転用事業者が事業計画どおりに転用事業を行っていない場合において、当該転用事業を完了させる見込みがないと認められるときは、農地転用許可権者は、法第51条第1項の規定による許可の取消し等の処分を行うか否かについて検討する。

なお、法第51条第1項の規定による許可の取消し等の処分を行うことが困難又は不相当と認められる場合には、転用事業者に対し、当該処分に代えてエによる事業計画の変更の手續を執らせるよう指導することが適当と考えられる。

エ 許可目的の達成が困難な場合における事業計画の変更

農地転用許可権者は、ア及びイによる転用事業の促進措置を講じてもなお許可目的を達成することが困難と認められる事案につき、法第51条第1項の規定による許可の取消し等の処分が困難又は不相当と認められる場合において、転用事業者が許可目的の変更を希望するとき又は当該転用事業者に代わって当該許可に係る土地について転用を希望する者（以下「承継者」という。）があるときは、次により処理することが望ましい。

(ア) 事業計画の変更の承認

農地転用許可権者は、転用事業者に（承継者がある場合にあつては、転用事業者及び承継者の連署をもって）事業計画の変更の申請を行わせ、当該申請が次の全てに該当するときは、これを承認することができる。

- a 農地転用許可の取消処分を行つても、その土地が旧所有者（転用事業者が所有権以外の権原に基づき転用事業に供するものである場合にあつては、所有者。以下同じ。）によって農地等として効率的に利用されとは認められないこと。
- b 許可目的の達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められること。
- c 変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べて、それと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められること。
- d 変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められること。
- e 変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事

業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められること。

- f a から e までに掲げるもののほか、変更後の転用事業が農地転用許可基準により許可相当であると認められるものであること。

(4) 事業計画の変更の申請の手続

- a 事業計画変更申請書（以下「申請書」という。）については、法第4条第2項又は第5条第3項の規定の例により処理する。

- b 申請書には、次に掲げる事項を記載させる。

(a) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(b) 土地の所在、地番、地目及び面積

(c) 変更前の事業計画に従った転用事業の実施状況

(d) 転用事業者が変更前の事業計画どおりに転用事業を遂行することができない理由

(e) 変更後の転用事業が変更前の転用事業に比し、同等又はそれ以上の緊急性及び必要性があることの説明

(f) 変更後の事業計画の詳細

(g) 変更後の転用事業に係る資金計画及びその調達計画

(h) 変更後の転用事業によって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要

(i) その他参考となるべき事項

- c 申請書には、次に掲げる書類を添付させる。

なお、転用事業者が転用目的の変更申請をする場合には、(a)から(d)までに掲げる書類の添付を要しない。

(a) 法人にあっては、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書（いずれも承継者に係るものに限る。）

(b) 申請に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書又は現在事項証明書に限る。）

(c) 申請に係る土地の地番を表示する図面

(d) 位置及び付近の状況を表示する図面（縮尺は、10,000分の1ないし50,000分の1程度）

(e) 変更後に建設しようとする建物又は施設の面積、配置及び施設物間の距離を表示する図面（縮尺は、500分の1ないし2,000分の1程度。当該事業に関連する設計書等の既存の書類の写しを活用させることも可能である。）

(f) 当該事業を実施するために必要な資力があることを証する書面（金融機関等が発行した融資を行うことを証する書面や預貯金通帳の写し（農地転用許可を申請する者のものに限る。）を活用させることも可能である。）

(g) 変更後の転用事業に関連して他法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合において、これを了しているときは、その旨を証する書面

(h) 変更前の事業計画について関係者の同意若しくは意見（例えば、取水、排水等についての水利権者、漁業権者、土地改良区等の同意又は意見）を得ている場合又は変更後の事業計画について関係者の同意若しくは意見を新たに求める必要がある場合には、当該事業計画の変更についてのこれらの者の同意書又は意見書の写し

(i) 変更前の事業計画について地方公共団体が財政補助等の形で関与している場合には、事業計画の変更及びこれに伴う影響についての当該地方公共団体の長の意見書

(j) 転用事業者が変更前の事業計画について旧所有者に対して雇用予約、施設の利用予約等の債務を有している場合には、当該債務の処理についての関係者の取決め書の写し及び旧所有者の事業計画変更についての同意書

(k) 事業計画の変更についての関係地元民の意向及びこれに対する申請者の見解

- d 農地転用許可権者の処理

農地転用許可権者は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じ、現地調査等を行った上で、承認又は不承認を決定する。承認又は不承認を決定したときは、その旨を申請者に通知するとともに、関係農業委員会に対し、その旨を連絡することが適当と考えられる。

(ウ) 転用許可申請

農地転用許可権者は、(ア)により事業計画の変更の承認を受けた申請者に対し、当該承認に係る土地の権利の設定又は移転について法第5条第1項の許可を要するときは、改めて同項の許可申請手続を行うよう指導することが適当と考えられる。

オ 転用目的の達成が可能な場合における事業計画の変更

農地転用許可権者は、イの(イ)により事業計画の変更を指導した事案及び転用事業者が許可申請書に記載された事業計画等の変更を行えば転用目的を実現することができるものとして農地転用許可に係る事業計画の変更を希望している事案については、次により処理することが適当と考えられる。

(ア) 事業計画の変更の承認

農地転用許可権者は、転用事業者に事業計画の変更の申請を行わせ、エの(ア)のdからfまでに掲げる事項の全てに該当するときは、これを承認することができる。

(イ) 事業計画の変更の申請の手続

- a 申請書については、エの(イ)のaと同様の取扱いとする。
- b 申請書に記載する事項
申請書には、農地転用許可に係る許可申請書の変更部分を明らかにさせた上で、エの(イ)のbの(a)、(c)、(d)、(f)、(g)、(h)及び(i)に掲げる事項を記載させる。
- c 申請書に添付する書類
申請書には、エの(イ)のcの(e)から(j)までに掲げる書類を添付させる。
- d 農地転用許可権者の処理
農地転用許可権者は、エの(イ)のdと同様の処理を行う。

カ 農地転用許可を要しない転用事業の変更又は中断

特定地方公共団体（地方公共団体のうち、都道府県及び指定市町村を除いたものをいう。以下このカにおいて同じ。）は、農業振興地域整備計画その他の土地利用に関する計画との調和を図りつつ、農地転用許可基準に即した適切かつ合理的な土地利用が確保されることを前提として、則第29条第7号又は第53条第6号に規定する施設の敷地に供するため農地等を転用するときは、農地転用許可を要しないこととされている。このため、特定地方公共団体が農地転用許可を要しない転用事業を行う場合であっても、あらかじめ農地転用許可権者に相談を行うことが望ましい。

また、特定地方公共団体が、農地転用許可を要しない転用事業に係る土地について、当初の転用目的を変更し、若しくは転用事業を行おうとする第三者に所有権を移転し、若しくは使用収益権を設定し、若しくは移転する場合（以下「転用目的の変更等を行う場合」という。）又は転用事業を中止する場合には、次により処理することが望ましい。

(ア) 転用目的の変更等を行う場合

- a 特定地方公共団体は、転用目的の変更等を行う場合には、転用事業者の氏名（法人にあっては、名称）のほか、エの(イ)のbの(b)から(i)までに掲げる事項を記載した書面に、位置及び付近の状況を表示する図面、転用目的の変更前及び変更後の建物又は施設の面積、配置及び施設物間の距離を表示する図面等を添付して、農地転用許可権者に報告すること。
- b 農地転用許可権者は、aの報告を受けた場合であって、当該報告の内容が次の全てに該当し、かつ、変更後の転用事業が農地転用許可を要する場合に該当するときは、1の(1)又は(2)により許可申請を行わせること（申請に必要な書類であってaの報告時に添付したものに変更がない場合には、当該書類をもって代えることができる。）。
なお、変更後に農地転用許可できない場合には、(イ)のbにより処理すること。
 - (a) 当該土地が旧所有者によって農地等として効率的に利用されるとは認められないこと。
 - (b) 当初の転用目的の達成が困難になったことが当該特定地方公共団体の故意又は重大な過失によるものではないと認められること。
 - (b) 変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べて、それと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められること。

- (c) 変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べて、それと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められること。
- (d) 変更後の転用事業がその転用目的に従って実施されることが確実であると認められること。
- (e) 変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められること。
- (f) (a)から(e)までに掲げるもののほか、変更後の転用事業が農地転用許可基準により許可相当であると認められるものであること。

(イ) 転用事業を中止する場合

- a 特定地方公共団体は、転用事業を中止する場合には、農地転用許可権者にその旨を書面により報告すること。
- b 農地転用許可権者は、aの報告を受けた場合には、将来の当該土地の利用見込み等を当該特定地方公共団体と協議し、必要な措置を講ずること。

8 是正の要求等

(1) 農地転用許可事務実態調査

本調査は、都道府県知事等が行う農地転用許可事務の適正な処理を確保するため、国が、毎年、実施するものであり、本調査の結果、必要と認められる場合には、(2)による是正の要求等を行うものである。また、本調査は、次に掲げるところにより実施することを基本とするが、その詳細は、アの(イ)のaの重点課題等を踏まえて別途定めるものとする。

なお、本調査のために行う都道府県知事等に対する資料の提出の要求は、地方自治法第245条の4の規定による。

ア 実態調査の実施

(7) 調査対象

本調査は、都道府県知事等が行う農地転用許可事務を対象とする。

(イ) 調査方法

調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

- a 毎年、重点課題を定めた上で実施する。
- b 都道府県知事等が行う農地転用許可事務に係る処分のうち1都道府県当たり平均50件を抽出して調査する。
- c 農村振興局及び地方農政局（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下8において同じ。）の農地転用担当者がbにより抽出された処分に係る関係書類等を閲覧して行う。

なお、必要に応じ、関係書類等の提供を求める。

(ウ) 調査事項

調査事項は、次に掲げるとおりとする。

- a 農地転用許可基準に適合しているか
- b 所要の添付書類が整っているか
- c 農地転用許可後の転用事業の進捗状況及びその完了が報告されているか
- d その他

イ 調査結果の取りまとめ

地方農政局長（沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。以下8において同じ。）は、本調査の結果を基に農村振興局長と調整した上で、次に該当する事案を取りまとめる。

- (ア) 本来ならば農地転用許可をすることができない事案であるにもかかわらず当該許可をしている等、農地等の確保に支障を生じさせていることが疑われる事案
- (イ) (ア)について、都道府県又は指定市町村に見解を求め、その見解を踏まえた上で、なお疑義が解消されない事案（以下「不適切事案」という。）

ウ 調査結果の報告

地方農政局長は、イにより取りまとめた結果を農村振興局長に報告する。

エ 調査結果の公表

農村振興局長は、北海道において自ら行った本調査の結果及びウにより報告を受けた調査

結果を取りまとめ、公表する。

なお、地方農政局長は、本調査の実施に当たり、調査結果について公表される旨都道府県又は指定市町村に通知する。

(2) 是正の要求等

ア 是正のための助言又は勧告

(ア) 地方農政局長等は、(1)の調査の結果、都道府県知事等が行う農地転用許可事務に不適切事案がみられた場合には、その解消に向け都道府県知事等が将来講ずべき措置の内容を検討する。

(イ) 地方農政局長等は、不適切事案がみられた都道府県又は指定市町村に対し、(ア)により検討した都道府県知事等が講ずべき措置の内容を示して地方自治法第245条の4第1項の規定により、是正のための助言又は勧告を行うことができる。

この場合、期限を定めて対応方針についての回答を求めることとする。

(ウ) 地方農政局長等は、(イ)のほか、不適切事案がみられる指定市町村に対し、(ア)により検討した当該指定市町村が講ずべき措置の内容を示して地方自治法第245条の4第2項の規定により、是正のための助言又は勧告を行うよう、都道府県知事に指示することができる。

この場合、期限を定めて対応方針についての回答を求めることとする。

イ 是正の要求

地方農政局長等は、アの(イ)による是正のための助言又は勧告を受けた都道府県から期限までに対応方針についての回答がない場合、対応方針の回答が十分でない場合又は回答のあった対応方針どおりの対応がされていない場合には、地方自治法第245条の5第1項の規定により、当該都道府県に対して是正の要求を行うことができる。

ウ 是正の要求の指示

地方農政局長等は、アの(ウ)による是正のための助言又は勧告に関する指示を受けた都道府県経由で当該助言又は勧告を受けた指定市町村から期限までに対応方針についての回答がない場合、対応方針についての回答が十分でない場合又は回答のあった対応方針どおりの対応がされていない場合には、地方自治法第245条の5第2項の規定により、当該指定市町村に対して是正の要求を行うよう、都道府県知事に指示することができる。

エ その他の留意事項

地方農政局長は、アからウまでにより是正のための助言若しくは勧告若しくは必要な指示又は是正の要求若しくは是正の要求の指示を行った場合には、農村振興局長に報告する。また、これらに対する都道府県又は指定市町村からの対応方針が提出された場合にも、農村振興局長に報告する。

オ 情報の共有

農村振興局長は、自らが是正の要求等を行ったもの及びエによる報告を受けたもののうち、他の都道府県又は市町村において同様の事態が生ずることのないようにする観点から特に必要があると認められるものに係る情報を取りまとめ、公表する。

第5 農業委員会による農地所有適格法人の要件の適合状況の把握の関係

1 法第6条第1項の報告関係

(1) 報告の手続

ア 報告書は、様式例第5号の1による。

イ 報告書に則第58条第2項第4号の「その他参考となるべき書類」（損益計算書の写し、出勤記録の写し、総会議事録の写し等）を添付させる場合には、負担軽減の観点から、第1の1の(3)のアからウまでに準ずる。

(2) 農業委員会による報告書の徴収及び整理

ア 毎事業年度の終了後3か月以内に報告書の提出がなかった場合には、当該報告書を提出すべき農地所有適格法人（以下「報告法人」という。）が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地等の所在地を管轄する農業委員会（以下「管轄農業委員会」という。）は、報告法人に対して、書面により、速やかに報告するよう求める

必要がある。

イ 管轄農業委員会は、報告書の提出があったときは則第59条に規定する記載事項が記載されているかどうか及び則第58条第2項に規定する添付書類が具備されているかどうかを検討し、報告書の記載事項又は添付書類に不備があり、農地所有適格法人の要件の適合性の判断を適正に行うことが困難と認められるときはこれの補正又は追完を求める必要がある。

ウ 農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなった場合におけるその法人及びその一般承継人であって、農地等を現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有しているものについては、法第7条の規定による手続を進めるため、報告法人と同様に、報告書（様式例第5号の1）を作成し、事業年度の終了後3か月以内に管轄農業委員会へ提出するよう求める必要がある。

(3) 令第16条第2号の規定による指定手続

ア 都道府県知事は、則第60条に規定する交換分合計画に係る公告をした場合には、その交換分合によりその法人が権利を取得した土地が、権利を失った土地及び地目、地積、土性その他の条件において近似するかどうかを審査し、指定書（様式例第5号の2）を所有者に交付する必要がある。

イ 指定書を交付すべき期間は、アの公告のあった日の翌日から起算して3か月以内とする。

ウ 都道府県知事が指定した土地は、令第17条の規定により法第7条第1項の規定による買収をされない土地となることから、農業委員会による法第7条の手続の適切かつ円滑な実施のために、都道府県知事は、指定書を交付した場合には、その内容をその指定した土地の所在地を管轄する農業委員会に通知することが望ましい。

エ 都道府県知事からウの通知を受けた農業委員会は、指定された土地について、2の農地所有適格法人の備考欄に記載しておくことが望ましい。

2 農地所有適格法人の要件の適合状況の把握

管轄農業委員会は、報告法人ごとに、その法人が法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の各要件を満たしているか及び満たさなくなるおそれがないかについて確認するため、提出のあった報告書の内容を速やかに農地所有適格法人確認書（様式例第5号の3）に取りまとめ、農業委員会の事務所に備え付けておく必要がある。

また、1による報告の内容のみならず、農業委員会の日常業務等を通じて得た情報等を踏まえ、農地所有適格法人確認書に取りまとめるものとする。

第6 農業委員会による農地所有適格法人への勧告の関係

1 勧告書は、様式例第6号による。

2 管轄農業委員会は、法第6条第1項の規定による報告等から、報告法人が、例えば、次に掲げるような状況に至り、自主的に是正のための措置を講ぜず、法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件を満たさなくなるおそれがあると認められる場合には、直ちに、法第6条第2項の規定により、要件を満たさなくなるおそれのないように、必要な措置をとるべきことを勧告する必要がある。

(1) 法第2条第3項第1号に規定する農業（第6において「農業」という。）以外の事業の年間売上高が、単年で総売上高の過半を占め、かつ、その状態が恒常化するおそれがある。

(2) 法第2条第3項第2号ホのみを満たして構成員となっている者の農業への年間従事日数が激減し、則第9条に規定する日数を下回るおそれがある。

(3) 法第2条第3項第3号に規定する理事等又は同項第4号の使用人の農作業への年間従事日数が激減し、農作業に則第8条に規定する日数以上従事する理事等又は使用人が不在になるおそれがある。

3 管轄農業委員会は、勧告に際して、その勧告を受ける法人に対し、法第6条第3項に規定する農地等の所有権の譲渡しのあっせんの出発点の申出の意思があるかどうかを確認する必要がある。

4 管轄農業委員会は、勧告を受けた法人がその勧告に係る農地所有適格法人の要件を満たさなくなるおそれのある状況を是正しているかどうかについて、その勧告後最初の報告又は日常的な指

導活動等により確認する必要がある。

第7 農地等の買収関係 (略)

第8 農地所有適格法人の事務所等への立入調査の関係

- 1 法第14条第1項の規定による立入調査(以下「立入調査」という。)は、法第6条第1項の報告のほか、農業委員会法第35条第1項の規定に基づく報告、調査等により、法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の各要件を満たしているかどうかの確認に努めてもなおその確認のために必要な場合に限って行うべきである。また、立入調査における調査事項は、その必要の範囲内に限られることは言うまでもない。
- 2 法第14条第2項に規定する農業委員、農地利用最適化推進委員(8において「推進委員」という。)又は農業委員会の職員であることを示す証明書は、様式例第8号の1による。
- 3 立入調査に当たっては、当該調査時に、立ち入る事務所等の責任者(以下「責任者」という。)の立会いを求め、必要な事項を聞き取るとともに、調査終了時に物品等の破損、紛失等のなかったことの確認をとっておく必要がある。
- 4 立入調査は、法人の営業時間内において行うことが望ましい。
- 5 帳簿、作業日誌その他の書類の確認は、立入調査を行った場所で行い、できる限り書類を外部に持ち出さないようにすべきであるが、やむを得ず持ち出す場合には、当該書類を一定期間借りる旨を書面で明らかにし、調査に立ち会っている責任者の了解を得る必要がある。
- 6 立入調査の現場において不適正な事項が明確な場合、調査に立ち会っている責任者の了解を得て、不適正な事項に関する証拠書類又は物件について、コピー又は写真により保存することが望ましい。
- 7 立入調査において故意又は過失によって関係人に違法に損害を与えたときは、国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条の規定により損害賠償をしなければならないことに留意し、適正かつ慎重な調査実施に努める必要がある。
- 8 立入調査を行った農業委員、推進委員又は農業委員会の職員は、様式例第8号の2により調査結果を取りまとめ、農業委員会会長へ報告する必要がある。

第9 農地等の賃貸借の解約等の関係

1 法第18条第1項第4号の届出関係

(1) 届出手続

ア 届出書は、様式例第9号の1による。

イ 届出書に則第66条第2項第3号の「その他参考となるべき書類」を添付させる場合には、負担軽減の観点から、第1の1の(3)のアからウまでに準ずる。

(2) 農業委員会の処理

ア 農業委員会は、届出書の提出があったときは、速やかに届出に係る賃貸借の解除が賃借人がその農地等を適正に利用していないと認められる場合に行われるものであるかどうか、届出書の法定記載事項が記載されているかどうか及び添付書類が具備されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定する必要がある。

イ 農業委員会は、届出を受理したときは遅滞なく受理通知書(様式例第9号の2)をその届出者に交付し、届出を受理しないこととしたときは、遅滞なく理由を付けてその旨をその届出者に通知する必要がある。

(3) 事務処理上の留意事項

第1の4の(3)の規定は、農業委員会が法第18条第1項第4号の届出に関する事務処理を行う場合に準用する。

2 法第18条第1項の賃貸借の解約等の許可

(1) 許可申請手続

ア 許可申請は、様式例第9号の3による。

イ 許可申請書に則第64条第3項第3号の「その他参考となるべき書類」（賃貸借契約書の写し、農地転用事業計画書等）を添付させる場合には、申請負担軽減の観点から、特に第1の1の(3)のアからウまでに留意する。

(2) 農業委員会の処理

ア 農業委員会は、許可申請書の提出があった場合には、その記載事項及び添付書類を審査するとともに必要に応じ実情を調査し、その申請が適法なものであるかどうか（この場合、許可申請書の提出日について則第64条第2項、更新拒絶をしようとする日について法第17条の制限があることに留意する。）及び法第18条第2項各号に該当するかどうかを検討する。

なお、この場合において、許可申請書の記載事項及び添付書類に不備があるときは、これの補正又は追完を求める必要がある。

イ 農業委員会は、アの検討によりその申請の却下又は許可若しくは不許可について意見を決定し、法第18条の許可申請に係る農業委員会の意見書（様式例第9号の4）を作成し、これを議事録の写しとともに許可申請書に添付して速やかに都道府県知事（当該申請に係る農地等が指定都市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内にある場合は、指定都市の長。以下第9において同じ。）に送付する。

なお、農業委員会は意見書の写しを保管する。

ウ 農業委員会は、イの送付に係る申請に対する都道府県知事の指令書を受け取った場合は、当該申請に係る意見書の控えに都道府県知事の処理結果を朱筆する。

(3) 都道府県知事の処理

ア 都道府県知事は、農業委員会の送付により許可申請書の提出があった場合には、農業委員会の意見書及び議事録の写しを参考にし、(2)のアと同様により検討する。

なお、この場合において、許可申請書の記載事項及び添付書類に不備があるときは、これの補正又は追完を求める必要がある。

イ 都道府県知事は、(1)の検討によりその申請を却下又は許可若しくは不許可を決定し、指令書（様式例第9号の5）を申請者（当事者の連署による申請にあっては、その双方の申請者）に交付するとともに、その内容をその申請に係る農地等の所在地を管轄する農業委員会に通知する必要がある。

この場合において、許可しようとする事案については、あらかじめ、都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴かなければならない。

3 法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知

(1) 通知書は、様式例第9号の6による。

(2) 通知書に則第68条第3項第5号の「その他参考となるべき書類」を添付させる場合には、負担軽減の観点から、第1の1の(3)のアからウまでに準ずる。

(3) 農業委員会は、通知書を受理した場合にはその記載の内容に誤りがないかどうか及びその賃貸借の解約の申入れ等が法第18条第1項の許可を受けることを要しないものであるかどうかを審査する。

(4) 農業委員会は、(3)の審査によりその賃貸借の解約の申入れ等が法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を受けることを要しないものに該当しないと認めるときは、直ちにその賃貸借の当事者にその旨を通知する。

第10 農地等の賃貸借契約等の文書化の関係

1 契約の文書化

(1) 農地等の賃貸借契約については様式例第10号の1を参考として契約書を作成する。

また、法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けようとする場合の賃貸借契約又は使用貸借契約（以下「解除条件付契約」という。）については、様式例第10号の2

を参考として契約書を作成する。

転貸借契約の場合は、その土地の所有者と第一の賃借人との間で契約書例により契約書を作成すると同時に第一の賃借人と第二の賃借人との間においても様式例第10号の1又は2により別途に契約書を作成する。この後者の契約書作成の場合には、契約書の見出しの下に「(転貸借)」を、貸主、借主の名義の上に「(転貸人)」「(転借人)」を追加記載する。

- (2) 既に文書化された貸借契約につき、契約書の書替えを行う場合は、様式例第10号の1又は2を参考として文書化することが望ましい。

2 契約の当事者

契約の当事者が、民法第20条に規定する制限行為能力者である場合には、次の事項につき留意する必要がある。

- (1) 未成年者が契約をなす場合は、法定代理人(親権者、指定後見人、選任後見人)の同意又は代理の有無
- (2) 成年被後見人が契約をなす場合は、成年後見人の代理の有無
- (3) 被保佐人が5年を超える契約をなす場合は、保佐人の同意の有無
- (4) 後見人が被後見人に代ってその存続期間が5年を超える契約を締結し又は未成年者がその契約をすることにつき後見人が同意する場合において後見監督人があるときは、後見監督人の同意の有無
- (5) 民法第17条第1項の審判を受けた被補助人が5年を超える契約をなす場合は、補助人の同意又は補助人の同意に代わる家庭裁判所の許可の有無

3 契約期間

契約期間については、果樹その他永年作物を栽培しているものは、その果樹の効用年数を考慮して定める必要があるが、少なくとも10年以上とするのが適当であることに留意する必要がある。

4 転貸

農地等につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業が行われている土地の転貸は、中間地主の発生等種々の弊害があるので農地法上認められた場合でかつ真にやむを得ない場合以外は認めないよう留意する必要がある。もし転貸を認める場合は、様式例第10号の1又は2のとおり制限事項を記載すること。

5 賃貸借の目的物の修繕及び改良

- (1) 賃貸借の目的物の修繕及び改良についての費用の分担は、法令に特別の定めのある場合を除いて、修繕費は賃借人の責めに帰すべき事由によって修繕が必要となった場合を除き賃貸人の、改良費は賃借人のそれぞれの負担とするが、賃借物の返還に当たっては民法第608条の賃借人の請求により賃貸人は、賃借人の負担した費用又は有益費を償還する必要がある。
- (2) 修繕改良工事により生じた施設がある場合には、その所有権が賃貸人又は賃借人のいずれにあるか、契約終了の際に貸主から一定の補償をする必要があるかどうか等について、明らかにする必要がある。

6 賃貸借の目的物の経営費用

賃貸借の目的物に対する租税及び保険料は、賃貸人の負担とし、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金は、賃借人の負担とする。土地改良区の賦課金は、当該組合員の負担であり、原則として耕作者すなわち賃借人の負担となる。

7 賃貸借契約等の終了の際の立毛補償

契約終了の際の立毛補償については、様式例第10号の1又は2のとおり契約書に明らかにしておく必要がある。

8 解除条件

解除条件付契約については、様式例第10号の2のとおり、取得しようとする者がその取得後においてその農地等を適正に利用していない場合に契約を解除する旨の条件を契約書に記載すること。

9 違約金等

解除条件付契約については、法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた者が撤退した場合の混乱を防止するため、農地等を明け渡す際の原状回復、原状回復がなされないうきの損害賠償及び中途の契約終了時における違約金支払等について、様式例第10号の2のとおり契約書に明記することが望ましい。

10 賃貸借の目的物の滅失等

- (1) 賃貸借の目的物の一部が、滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、民法第611条第1項の規定に基づき、借賃は、請求せずとも当然に減額されることに留意する必要がある。
- (2) 賃貸借の目的物の全部が、滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、民法第616条の2の規定に基づき、賃貸借契約は終了することに留意する必要がある。

第11 強制競売、競売及び公売の特例関係（略）

第12 和解の仲介の関係

1 農業委員会による和解の仲介

(1) 和解の仲介の申立て

ア 和解の仲介（以下「仲介」という。）の申立書は、様式例第12号の1による。

イ 口頭で仲介を申し立てる場合には、申立人が農業委員会の事務所に出席し、農業委員会職員の前で申し立てる事項を陳述させる必要がある。この場合には農業委員会職員は、申立人が陳述した事項を記録し、調書を作成した後、申立事項を申立人に読み聞かせて申立ての内容に相違ないことを確認し、その調書の末尾に当該申立人が署名又は記名押印する必要がある。調書は、様式例第12号の2による。

ウ 代理人が申し立てる場合には、当該申立てにつき代理権を有することを証する書面を提出する必要がある。

(2) 仲介委員の指名等

ア 農業委員会会長は、仲介の申立てがあったときは、当該紛争が、農業委員会において仲介することが困難若しくは不相当であると認められる場合又は法第25条に規定する要件を欠くと認められる場合を除き、遅滞なく仲介委員を指名し、仲介を行わせる必要がある。

イ 「仲介することが困難若しくは不相当」とは、次の掲げる場合とする。

(ア) その紛争に係る農地等のうちに他の農業委員会の区域内にある農地等が含まれているとき

(イ) その事件が農地等に係る行政処分の変更等を必要とすることとなることが予想されるとき

(ウ) その紛争の当事者の一方が、国、都道府県又は市町村であるとき

(エ) その紛争の当事者の一方が当該農業委員会の委員又はその配偶者若しくは世帯員等であるとき

(オ) その紛争が、所有権の存否に係る純法律的な紛争、農業委員会ですでに仲介を試みたことのある紛争でその後当該紛争についての基本的な事態に変更のないもの、多数の当事者に係る紛争等農業委員会が自ら仲介することを困難又は不相当と認める事由があるとき

ウ 農業委員会会長は仲介の申立てがあった事件について仲介委員を指名したときは遅滞なく、

当事者に対し様式例第12号の3により仲介を開始する旨を通知するとともに、都道府県知事に対し様式例第12号の4によりその旨及び当該紛争の概要を通知する必要がある。

エ 農業委員会会長は、仲介の申立てがあった事件のうち農業委員会において仲介を行うことが困難若しくは不適當であると認められるもの（仲介委員から(3)のキの申出があったものを含む。）があった場合には、次の農業委員会の会議において、都道府県知事に仲介を行うべき旨の申出をすることとするか又は農業委員会が仲介を行うこととするかの決定を得る必要がある。

オ 農業委員会は、エにより都道府県知事に仲介を行うべき旨の申出をすることと決定した場合にあつては、遅滞なく、申立人の同意書を徴した上、都道府県知事に対し様式例第12号の5による申出をする必要がある。

カ 農業委員会会長は、仲介委員を指名するに当たっては、次に掲げる委員は当該事件の仲介委員に指名すべきではない。

(ア) 当該紛争の当事者の親族たる委員

(イ) 当該紛争について利害関係を有する委員

キ 農業委員会会長は、仲介委員に事故があるときは仲介委員の指名を解き新たに仲介委員を指名する。この場合には、当事者及び小作主事に対し、その旨を通知する必要がある。

(3) 仲介手続

ア 仲介委員は、その互選により仲介主任を定める必要がある。

イ 当事者、小作主事等への通知その他の行為は、仲介主任が行う必要がある。

ウ 仲介に関する意思決定は、多数決により行うことができるが、仲介の期日及び場所、仲介の方針、和解条項、仲介の終了等については、その性質上、全員一致の意見に基づいて行うよう努める必要がある。

エ 令第23条第1項の規定による仲介期日の通知は原則として様式例第12号の6による。

オ 仲介委員は、令第23条第1項の規定による仲介期日の通知をしたときは、都道府県の小作主事に対し、その旨を通知する必要がある。

カ 仲介期日には、当事者の出頭を求める必要がある。

ただし、仲介期日にやむを得ない理由により自ら出頭できないときには、代理人の出頭でもさしつかえないが、この場合には、当該事件の仲介についての代理権を授与したことを証する書面を提出させる必要がある。

キ 仲介委員は、仲介に係る事件を農業委員会において仲介を行うことが困難又は不適當である事情が判明したときは、申立人の同意を得て、農業委員会会長に対し、都道府県知事による仲介の手続をとるよう申し出ることができる。

ク 仲介委員は、仲介に係る紛争が農事調停等他の法令による紛争処理制度に係属しているときは、その係属中は、仲介手続を休止する必要がある。

ケ 仲介による和解が成立したときは、仲介委員がその内容を記載した調書を作成し、仲介委員及び当事者双方（仲介手続に参加した利害関係人のうち、その和解の結果を容認した者を含む。）は、その調書の末尾に署名又は記名押印する必要がある。

コ 仲介委員は、仲介の場所において令第25条第2項の規定により仲介を打ち切る旨を決定したときは、当事者及び参加人に対し、その旨を様式例第12号の7により通知して仲介を打ち切る必要がある。

サ 仲介手続中に申立人から仲介の申立ての取下げがあったときは、その時に仲介は終了することとなるので、仲介の場所以外において取下げがあったときは、仲介委員は、被申立人及び参加人に対し様式例第12号の8によりその旨を通知する必要がある。

シ 仲介委員は、和解が成立したとき、又は令第25条第2項の規定により仲介を打ち切ったときは、その結果を農業委員会会長に報告する必要がある。

ス 農業委員会は、申し立てられた事件について仲介が終了したときは、都道府県知事に対し、様式例第12号の9により仲介結果を通知する必要がある。

セ 農業委員会職員は、仲介に出席するとともに、仲介主任の命を受けて仲介手続に係る書面の作成その他の事務を処理する必要がある。

(4) 仲介の記録等

- ア 農業委員会は、様式例第12号の10による和解の仲介申立簿を備え、事件名、申立人、仲介委員及び結果を記載する必要がある。
- イ 農業委員会は、仲介の申立てがあった事件につき自ら仲介を行ったときは、様式例第12号の11により事件ごとに記録簿を作成し、仲介の経過及び結果を記録しておく。この場合、仲介の経過には、仲介の期日ごとにその出席した仲介委員、当事者及び利害関係人等の氏名並びに仲介の概要を記載する必要がある。
- ウ 農業委員会は、仲介により成立した事件につき、(3)のケで作成した調書の原本を整理し、これを保存する必要がある。
- エ 農業委員会は、当事者その他利害関係人から申請があったときは、和解調書の謄本を交付する必要がある。

(5) 小作主事等の意見聴取

- ア 法第26条の規定により聴く都道府県の小作主事の見解は、遅くとも、和解を成立させる前に、成立させるべき和解条項の可否について聴くこととし、必要があれば仲介方針についても聴く必要がある。
- イ 仲介委員は、法第26条第1項に規定する事項以外の事項に係る紛争であっても、その内容が純法律的なもの又は相当長期間にわたる法律関係を成立させることとなるものについては、努めて都道府県の小作主事の見解を聴くことが望ましい。
- ウ 農業委員会は、小作主事が口頭で意見を述べたときは、その旨を(4)のイの記録簿に記録し、書面により意見が述べられたときは、その意見書と記録簿を整理し、保管する必要がある。

(6) 都道府県の処理

- ア 小作主事は、1の(2)のウの通知を受けたときは、仲介を行うのに必要と認められる意見を仲介委員に述べる必要がある。
- イ 小作主事は、仲介委員から、意見を求められたときは、仲介期日に出席して、当事者から事情を聴取し、意見を述べることとするが、仲介期日に出席できないときは、仲介委員又は農業委員会職員等から事件の内容の詳細を聞き、書面その他の方法によって意見を述べる必要がある。
- ウ 都道府県においては、農業委員会が行った仲介事件につき、事件ごとに整理し、小作主事が意見を述べたときは、その要旨を記録しておく必要がある。
- エ 小作主事は、その発する書面には、その職印を押印する必要がある。
- オ 都道府県の支庁、地方事務所等の機関に在職する小作主事にア及びイの事務を担当させる場合には、あらかじめ、関係農業委員会にその旨を通知する必要がある。

2 都道府県知事による仲介

- (1) 都道府県知事は、農業委員会から仲介を行うべき旨の申出があったときは仲介を行う。
- (2) 都道府県知事は、法第28条第2項の規定により小作主事その他の職員（以下「小作主事等」という。）に仲介を行わせる場合には当該事件を担当する小作主事等を指定する。この場合には、当事者に対し、小作主事等に仲介を行わせることとした旨及び担当小作主事等の氏名を様式例第12号の12により通知する必要がある。
- (3) 都道府県知事（法第28条第2項の規定により小作主事等に仲介を行わせる場合には当該小作主事等。（4）において同じ。）は仲介期日を定めたときは、当事者に対し仲介の期日、仲介の場所の他必要な事項を通知する必要がある。この場合の通知は、様式例第12号の6に準ずる。
- (4) 仲介による和解が成立したときは、都道府県知事がその内容を記載した調書を作成し、都道府県知事及び当事者双方（仲介手続に参加した利害関係人のうち、その和解結果を容認した者を含む。）は、その調書の末尾に署名又は記名押印をする必要がある。
- (5) 小作主事等は、事件につき和解が成立したとき又は令第25条第2項により仲介を打切ったときは、その結果を都道府県知事に報告する必要がある。
- (6) 令第28条の規定による仲介結果の通知は、様式例第12号の9に準じて行う必要がある。この場合、この通知書には「4 仲介の経過」として農業委員会が所掌事務の処理上参考となるべき仲介の経過の概要を記載する必要がある。
- (7) 都道府県知事は、仲介を行うため必要があるときは、農業委員会の意見を聴くことができる。

(8) 1の(4)の仲介の記録は、都道府県知事による仲介に準用する。

第13 利用意向調査等に関する措置関係

1 農業委員会に対する申出

農業委員会は、法第31条第1項の規定による申出を行った者に対して、当該申出に係る農地の利用状況調査その他講じた措置について連絡することが望ましい。

2 利用意向調査の方法

農業委員会は、法第32条第1項の規定による利用意向調査を行うに当たっては、農地中間管理事業の事業実施地域内の農地について、所有権に基づき使用及び収益をする者に対して、農地中間管理事業を利用するよう促すことが望ましい。

- (1) 法第32条第1項の規定による利用意向調査は、様式例第13号の1-1及び第13号の1-2による。
- (2) 所有者を確知できない遊休農地等の所有者の探索については、様式例第13号の2による。
- (3) 法第32条第3項の規定による公示は、様式例第13号の3-1による。
- (4) 法第32条第3項の規定による通知は、様式例第13号の3-2による。

3 公示を行った農地の所有者等から農業委員会への申出の方法

法第32条第3項第3号の規定による申出は、様式例第13号の4による。

4 農地の所有者等による公示が必要である旨の申出

則第78条第2号の規定による申出は、様式例第13号の5による。

5 農地中間管理機構による過失がなくその農地の所有者を確知することができない旨の通知

則第78条第3号に該当する農地がある旨の農業委員会への農地中間管理機構による通知は、様式例第13号の6による。

6 農地中間管理機構等による協議の申し入れ

- (1) 利用意向調査に係る農地の所有者等から農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明があったときは、速やかに農地中間管理機構に対し、通知を行うことが望ましい。
- (2) 法第35条第1項の規定による通知は、様式例第13号の7による。

7 農地中間管理権の取得に関する協議の勧告

- (1) 法第36条第1項の規定による勧告は、様式例第13号の8による。
- (2) 法第36条第2項の規定による通知は、様式例第13号の9による。

8 農地中間管理権の取得に関する協議の勧告

農地中間管理機構は、法第36条第2項の規定に基づく農業委員会からの通知を受けた場合は、その旨を都道府県知事に連絡するとともに、当該農地の所有者等との協議結果についても都道府県知事に連絡することが望ましい。

9 農地中間管理権の設定に関する裁定の申請

則第81条に規定する申請書は、様式例第13号の10による。

10 農地中間管理権の設定に関する意見書の提出

法第38条第1項の規定による通知は様式例第13号の11により、同項に規定する意見書は様式例第13号の12による。

11 都道府県知事の裁定の標準的な事務処理期間

都道府県知事は、裁定をしようとするときは、都道府県知事に裁定の申請があった日から起算

して原則として2月以内に行うものとする。

なお、都道府県において知事の処分に係る申請の処理期間について別に定めている場合は、この限りでない。

12 農地中間管理権の設定に関する裁定の通知

法第40条第1項の規定による農地中間管理機構に対する通知は様式例第13号の13により、当該申請に係る農地の所有者等に対する通知は様式例第13号の14による。

なお、併せて、当該農地の所在地を管轄する農業委員会に対して、法第39条第2項各号に掲げる事項を提供すること。

13 所有者等を確知することができない場合における農地の利用

(1) 法第41条第1項の規定による通知は様式第13号の15による。

(2) 則第85条に規定する申請書は様式例第13号の16による。

(3) 則第86条第1項に規定する通知は様式例第13号の17、同条第2項に規定する公告は様式例第13号の18による。

なお、併せて、当該農地の所在地を管轄する農業委員会に対して、法第39条第2項各号に掲げる事項を提供すること。

(4) 都道府県知事は、法第41条第1項に規定する利用権の始期までに、当該農地を利用する権利の裁定において定められた補償金（以下「補償金」という。）の供託がされたか、供託書正本の写しにより確認することが望ましい。

(5) 補償金の供託手続については、供託法（明治32年法律第15号）及び供託規則（昭和34年法務省令第2号）等の法令の定めによるほか、次によることが望ましい。

ア 補償金の供託

(7) 補償金の供託に係る供託書の「供託の原因たる事実」欄は、「農地法第41条第2項の裁定による利用権」と記載するとともに、裁定通知書に記載された農地の所在、地番、当該利用権の始期、存続期間及び農地の所有者等の情報を転記する。

(イ) 補償金の供託をした農地中間管理機構は、速やかに供託書正本の写しを都道府県知事に提出する。

(ウ) 供託された補償金は、供託すべき供託所を誤った等錯誤による場合を除き取戻しをすることができない。

イ 補償金の還付

法第41条第1項に規定する利用権の裁定の公告に記載された所有者等は、供託された補償金の還付を請求することができる。その際、供託規則第24条第1項第1号の「還付を受ける権利を有することを証する書面」は、所有者等が当該農地の所有権等を有することを証する登記事項証明書による。ただし、所有者等の権原が登記していない賃借権による場合は、法第3条の農業委員会の許可を受けたことを証する書面等による。

なお、還付する額は、権利の存続期間中であっても還付を受ける者のためにされた供託金の全てとする。

14 市町村長による支障の除去等の措置命令

法第42条第2項に規定する命令書は、様式例第13号の19による。

第14 取得した農地等の管理関係（略）

第15 取得した農地等の農業目的の売払い関係（略）

第16 取得した農地等の非農業目的の売払い関係（略）

第17 登記事項証明書の添付の省略について

則において、申請、届出又は通知（以下「申請等」という。）をする場合に添付しなければなら

ない書類と規定されている「土地の登記事項証明書」又は「法人の登記事項証明書」については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

「書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合」とは、農業委員会が、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第3条第2項に規定する指定法人が運営する照会番号に基づき登記情報の確認を行うことができるインターネットサービスの登録を完了した上で、当該照会番号の提供を受けた場合である。当該照会番号の提供を受けた農業委員会は、当該インターネットサービスを利用して、当該照会番号に基づく登記情報の確認を行う必要がある。

（注）本取扱いは、「登記事項証明書」の原本の添付を省略するためのものであるが、申請等をする者は、指定法人から照会番号を入手し、当該照会番号を農業委員会に提出する必要がある。

なお、農業委員会が当該登録を完了していない場合や当該インターネットサービスで入手した照会番号の付されていない登記情報が書類として添付された場合には、農業委員会において登記情報の確認を行うことはできないため、登記事項証明書の添付を省略させることはできないことに留意する。

また、申請書を、農業委員会を経由して都道府県知事等に提出しなければならないとされている場合、照会番号の提供を受けた農業委員会は、当該照会番号に基づき登記情報の確認を行い、当該確認で得られた照会済みの登記情報を書類として申請書に添付し、都道府県知事等に提出するものとするのが望ましい。

別表 1

	農業委員会による意見書の送付	都道府県知事等による許可等の処分又は協議書の送付	地方農政局長等による協議に対する回答の通知
都道府県知事等の許可に関する事案（農業委員会が都道府県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴かない事案）	申請書の受理後 3 週間 (第 4 の 1 の (4) のア)	申請書及び意見書の受理後 2 週間 (第 4 の 1 の (5) のア)	
都道府県知事等の許可に関する事案（農業委員会が都道府県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴く事案）	申請書の受理後 4 週間 (第 4 の 1 の (4) のア)	申請書及び意見書の受理後 2 週間 (第 4 の 1 の (5) のア)	
うち農地法附則第 2 項の農林水産大臣への協議を要する事案	申請書の受理後 4 週間 (第 4 の 1 の (4) のア)	(協議書の送付) 申請書及び意見書の受理後 1 週間 (第 4 の 3 の (1) のア)	協議書受理後 1 週間 (第 4 の 3 の (2))
		(許可等の処分) 申請書及び意見書の受理後 2 週間 (第 4 の 3 の (1) のイ)	

別表 2 (略)

※様式例 (略)